

令和6年度県税収入決算について

令和7年8月7日
経営管理部税務課

1 ポイント

○県税収入決算額 1,641億31百万円（前年度比+119億88百万円、+7.9%）

- ・企業収益の増による法人事業税の増や、消費支出の増や還付額の減による地方消費税の増などにより、2年ぶりの増収となり過去最高を更新（表3）

○実質税収※決算額 1,658億6百万円（前年度比+80億6百万円、+5.1%）

- ・法人事業税や特別法人事業譲与税等の増収により、4年連続の増収となり過去最高を更新（表3）

※地方消費税の都道府県間での清算や市町村への交付金、特別法人事業譲与税を加減した県に残る税収

○県税収入、実質税収ともに2月補正後の最終予算額は確保

2 主な税目の状況（表1）※いずれも現年課税分

（1）法人二税は主に令和5年度の企業業績に係る税収、（2）個人県民税は主に令和5年の個人所得に係る税収）

（1）法人二税 451億79百万円（前年度比+43億59百万円、+10.7%）

○企業収益の増により増収

- ・法人県民税 38億86百万円（前年度比+4億61百万円、+13.4%）
- ・法人事業税 412億93百万円（前年度比+38億98百万円、+10.4%）

（2）個人県民税 417億20百万円（前年度比▲5億82百万円、▲1.4%）

○株式等譲渡所得割などが増収となったものの、定額減税により減収

- ・均等割、所得割 359億27百万円（前年度比▲25億63百万円、▲6.7%）
- ・株式等譲渡所得割 31億38百万円（前年度比+11億99百万円、+61.9%）
- ・配当割 24億40百万円（前年度比+6億61百万円、+37.2%）

（3）地方消費税 433億27百万円（前年度比+82億56百万円、+23.5%）

○消費支出の増や還付額の減により増収

○実質税収（都道府県間での清算を行い、市町村交付金を除いた額）は、298億88百万円（前年度比+28億78百万円、+10.7%）となり、過去最高を更新

（4）その他

○水と緑の森づくり税（法人県民税及び個人県民税の内数）の税収は3億91百万円

3 収入率、収入未済額（表4、表5）

（1）収入率 98.9%（前年度比+0.3ポイント）

○現年課税分の収入率 99.5%（前年度比+0.2ポイント）

○主な税目の状況（現年課税分収入率）

- ・個人県民税：99.1%〔前年度比+0.2ポイント〕
- ・自動車税種別割：99.8%〔前年度比±0ポイント〕

（2）収入未済額 18億22百万円※（前年度比▲201百万円、▲10.0%）

○主な税目の状況

- ・個人県民税：12億14百万円（前年度比▲104百万円、▲7.9%）

市町村との共同徴収や特別徴収の推進等の取組みにより、14年連続で減少

（個人県民税は、個人市町村民税とともに市町村が賦課徴収）

※うち、納期未到来や期限内に納付があったものの県口座への入金タイムラグにより翌年度収入となった分が6億87百万円であり、これらを除くと実質11億35百万円となる。

表1 令和6年度県税収入決算の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度 決 算 A	令 和 6 年 度				備 考 (前年度決算からの主な増減理由等)
		最終予算 B	決 算 C	最終予算 との増減 D (C-B)	令和5年度決算との比較 増 減 額 E (C-A)	対前年度 比
法 人 県 民 税	3,426	3,662	3,886	224	461	113.4
法 人 事 業 税	37,395	38,544	41,293	2,749	3,898	110.4
(法人二税小計)	40,820	42,206	45,179	2,973	4,359	110.7
個人県民税 (均等割、所得割)	38,490	35,649	35,927	278	▲ 2,563	93.3
県民税利子割	95	92	216	124	121	227.0
県民税配当割	1,779	2,398	2,440	42	661	137.2
県民税株式等譲渡所得割	1,939	3,047	3,138	91	1,199	161.9
個 人 事 業 税	1,376	1,388	1,407	19	31	102.3
地方消費税譲渡割	30,607	38,749	38,752	3	8,145	126.6
地方消費税貨物割	4,465	4,489	4,575	86	111	102.5
(地方消費税小計)	35,071	43,238	43,327	89	8,256	123.5
不 動 産 取 得 税	2,642	2,423	2,471	48	▲ 171	93.5
県 た ば こ 税	1,158	1,146	1,136	▲ 10	▲ 22	98.1
ゴルフ場利用税	277	264	263	▲ 1	▲ 13	95.3
軽 油 引 取 税	9,999	10,026	10,163	137	164	101.6
自動車税種別割	16,429	16,274	16,243	▲ 31	▲ 186	98.9
自動車税環境性能割	1,262	1,373	1,337	▲ 36	74	105.9
(自動車税小計)	17,691	17,647	17,580	▲ 67	▲ 111	99.4
鉾 区 税	1	1	1	▲ 0	0	100.0
狩 獵 税	5	5	5	0	▲ 0	96.9
現年課税計	151,341	159,530	163,252	3,722	11,911	107.9
滞 納 繰 越	802	760	879	119	77	109.6
① 合 計	152,143	160,290	164,131	3,841	11,988	107.9

(注) 表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。
令和5年度決算の自動車税環境性能割には、旧自動車取得税を含む。

表2 清算金、交付金を加減した県の実質税収

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度 決算A	令和6年度 決算B	増減額 C(B-A)	対前年度比 D(B/A)
① 県税収入合計	152,143	164,131	11,988	107.9%
② (歳入) 地方消費税清算金等	54,016	54,931	915	101.7%
③ (歳出) 地方消費税清算金等	34,917	40,732	5,815	116.7%
④ (歳出) 市町村交付金	32,956	34,843	1,887	105.7%
⑤ 実 質 税 収 ① + ② - ③ - ④	138,286	143,487	5,201	103.8%
⑥ (歳入) 特別法人事業譲与税	19,514	22,319	2,805	114.4%
⑦ 特別法人事業譲与税を加えた実質税収⑤+⑥	157,800	165,806	8,006	105.1%

【参考】地方消費税に係る実質税収

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度 決算A	令和6年度 決算B	増減額 C(B-A)	対前年度比 D(B/A)
① 地方消費税収入	35,071	43,327	8,256	123.5%
② (歳入) 地方消費税清算金収入	54,016	54,931	915	101.7%
③ (歳出) 地方消費税清算金支出	34,917	40,732	5,815	116.7%
清算後税収 ① + ② - ③	54,170	57,526	3,356	106.2%
④ (歳出) 市町村交付金	27,160	27,638	478	101.8%
実質税収 ① + ② - ③ - ④	27,010	29,888	2,878	110.7%

(注) 表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。
⑦の特別法人事業譲与税を加えた実質税収の令和6年度最終予算額は1,618億68百万円

表3 県税収入額の推移

現年課税・滞納繰越 計

上段:収入額(単位:百万円)

下段:前年度比(%)

年 度 税 目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総 額	139,780	139,763	139,202	140,934	142,449	148,028	154,762	156,542	152,143	164,131
	113	100	100	101	101	104	105	101	97	108
法人県民税	5,841	4,984	4,865	5,252	4,911	3,635	3,568	3,680	3,432	3,893
	89	85	98	108	93	74	98	103	93	113
法人事業税	25,607	29,037	28,388	29,930	31,410	29,889	34,673	38,695	37,413	41,311
	113	113	98	105	105	95	116	112	97	110
法人二税小計	31,448	34,021	33,253	35,182	36,320	33,523	38,241	42,376	40,844	45,204
	108	108	98	106	103	92	114	111	96	111
個人県民税 (均等割、所得割)	36,189	36,905	37,156	37,838	38,162	38,256	37,479	38,191	38,859	36,295
	101	102	101	102	101	100	98	102	102	93
地方消費税	34,419	32,331	30,647	30,418	31,652	40,411	42,310	39,835	35,071	43,327
	174	94	95	99	104	128	105	94	88	124
軽油引取税	10,775	10,688	11,123	11,320	10,925	10,503	10,702	10,668	10,369	10,576
	95	99	104	102	97	96	102	100	97	102
自動車税	17,019	16,903	16,981	17,056	17,329	17,557	17,432	17,680	17,706	17,604
	99	99	100	100	102	101	99	101	100	99
そ の 他	9,930	8,915	10,042	9,120	8,062	7,777	8,598	7,792	9,294	11,124
	98	90	113	91	88	96	111	91	119	120

< 参 考 >

実質税収	123,583	125,237	125,397	128,603	129,805	128,407	133,658	138,249	138,286	143,487
特別法人 事業譲与税	18,538	15,420	15,974	18,063	17,683	15,176	16,822	19,437	19,514	22,319
特別法人事業譲与 税を含む実質税収	142,121	140,657	141,371	146,666	147,489	143,583	150,480	157,686	157,800	165,806

※表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。

※特別法人事業譲与税は、R1まで地方法人特別譲与税

※自動車税には、旧自動車税及び旧自動車取得税を含む(以下の表も同じ)

表4 収入率の推移

(単位:%)

年 度 税 目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県 税 全 体	98.0	98.0	98.2	98.4	98.4	98.1	98.7	98.7	98.6	98.9

表5 収入未済額の推移

現年課税・滞納繰越 計

(単位:百万円)

年 度 税 目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総 額	2,639	2,667	2,491	2,201	2,207	2,858	2,006	1,910	2,024	1,822
個人県民税	2,015	1,956	1,810	1,670	1,570	1,495	1,380	1,323	1,319	1,214
自動車税	142	118	102	80	72	77	60	54	64	62
そ の 他	482	593	579	451	565	1,286	566	532	641	546

(用語に関する補足説明)

○ 法人二税

法人事業税及び法人県民税を指します。

○ 特別法人事業譲与税

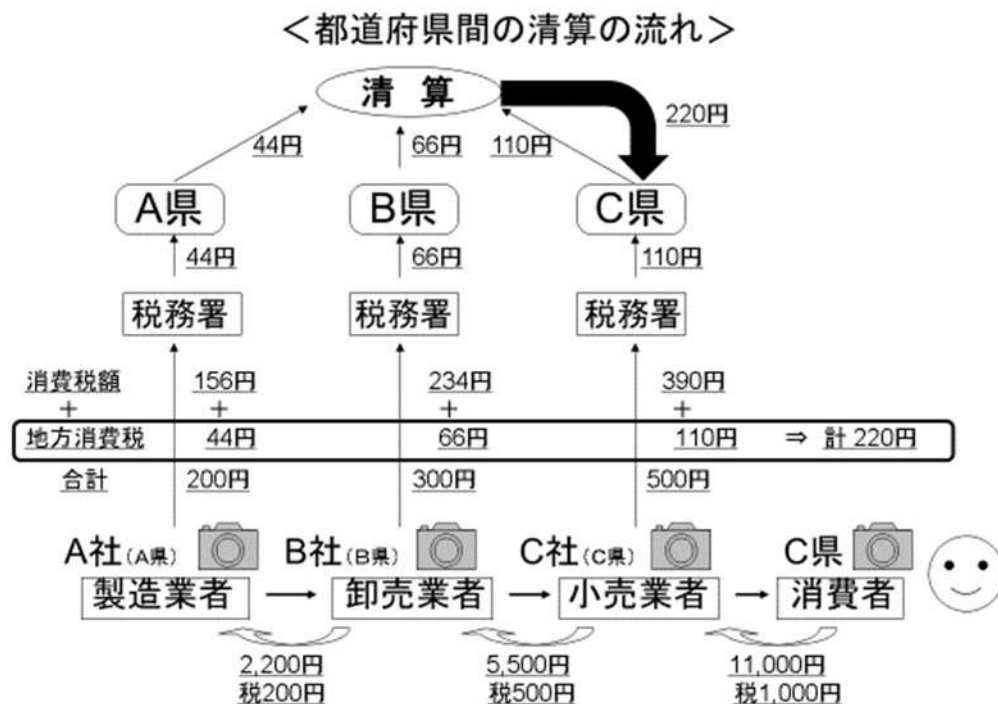
令和元年度の税制改正により、地方法人課税の偏在是正の一環として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止にあわせて創設されました。各都道府県において賦課徴収して国に払い込まれる特別法人事業税（国税）の収入額を人口で按分した額（不交付団体には譲与制限あり）が、国から各都道府県に特別法人事業譲与税として譲与されています。

○ 地方消費税の還付

商品を仕入れたり、サービスの提供を受けたりして支払った対価には、消費税及び地方消費税が含まれています。この仕入代金の額に含まれている消費税及び地方消費税の額は、売上に対する消費税及び地方消費税の額から控除することができます。この場合、控除しきれない部分があるときは、確定申告により還付されます。

○ 地方消費税の清算

地方消費税は法人・個人の住所地（譲渡割）や保税地域（港湾等）の所在地（貨物割）の都道府県にいったん納付されますが、税の最終負担者（消費者）が消費を行った都道府県に税収を帰属させるため、小売年間販売額等の消費に関連した基準により、47都道府県間で清算を行っています。



○ 市町村交付金

地方税法の規定により、県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、自動車税環境性能割、ゴルフ場利用税については、都道府県が徴収した税収の一定割合を市町村に交付することとされています。

○ 水と緑の森づくり税

とやまの森を県民全体で守り育てるため、平成19年4月に導入され、県民税の均等割の税率に一定額を上乗せして課税しています。税率は、個人が500円／年、法人が資本金等の額に応じ1,000円～100,000円／年となっています。

○ 現年課税分

納税義務者が納入すべき税額のうち当該年度に賦課決定等された分をいいます。これに対し、納税義務者が納入すべき税額のうち前年度の収入未済額であった分を「滞納繰越分」といいます。

○ **収入未済額**

当該年度に納税義務者が納入すべき税額のうち、出納閉鎖期日（5月31日）までに納入されなかった額をいいます。

○ **収入率**

当該年度に納税義務者が納入すべき税額に対して、実際に納入された金額の割合をいいます。

○ **共同徴収**

希望する市町村に県の税務職員を派遣し、個人住民税を中心とした滞納案件について、財産調査や滞納処分についての助言、市町村税務職員との共同による財産調査や差押え等の滞納処分などを行うものです。

○ **特別徴収**

税金の徴収について便宜を有する者（例：給与支払者）がこれを徴収し、その徴収した税金を納めることをいいます。これに対し、納税通知書を納税者に交付することによって税金を徴収することを「普通徴収」といいます。（例：個人住民税の特別徴収）